

作成年月日	令和4年2月19日
作成者所属	自衛隊長崎地方協力本部 総務課
作成者階級氏名	1等陸曹 高山 寛雄

## 仕 様 書

件 名	ガソリン等供給業務
-----	-----------

### 1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊長崎地方協力本部において調達する「ガソリン等供給業務」について適用する。

### 2 業務の内容

自衛隊長崎地方協力本部に対し、受託者（受託者と提携するガソリンメーカーの加盟店を含む。以下「受託者等」という。）の有する施設内等において、第4項に掲げる揮発油等を供給する（以下「本業務」という。）。

### 3 契約期間

令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）までとする。

### 4 契約品名等

契約品名及び規格は、次表のとおりとし、1年間における給油見込数量は別紙第1のとおりとする。

なお、給油見込数量が増減しても、異議を申し立てないものとする。

品 名	規 格
揮発油（レギュラーガソリン）	J I S（K2202-2号）
軽 油	J I S（K2204-1、2、3号）

### 5 契約品の供給方法等

#### (1) 供給方法

本業務については、受託者等有する施設内において利用できる磁気カード（給油機能のみのものとする。）を利用した供給業務とする。

#### (2) 履行場所

受託者等の給油所とする。なお、別紙第1における「所在地」を起点とし半径8km以内に給油所（有料道路上の給油所を除く。）を1箇所以上有すること。

### (3) 磁気カードの発行

入札後、受託者等は別紙第2の「保有車両番号表」により、車種又は車両番号を表記した磁気カードを各1枚、計31枚を作成し、令和4年3月30日（水）までに各部署に直納すること。（郵送可）

なお、保有車両に変更等が生じる場合には、事前に車種、車両番号を通知することで原則1週間以内に新たなカードを直納すること。

## 6 契約方法

本契約は、ガソリン及び軽油の給油1リットル当たりの単価契約（消費税10%抜き）とする。

### (1) 調整額の決定

別紙第3「調整額算出表」中、令和4年3月における契約単価（b）（消費税10%抜き）を基準に「資源エネルギー庁全国平均価格（c）」及び「軽油取引税（d）」を減じた金額を「調整額（e）」とする。この「調整額」は本契約期間中、毎月変動させることなく適用するものである。

### (2) 各月の単価

給油月の前月における「資源エネルギー庁が発表する給油所小売価格の全国平均価格（消費税10%抜き）」に「調整額」及び「軽油取引税」を加算した価格を給油月の単価とする。

例：令和4年7月における軽油の場合、6月6日、13日、20日現在の全国平均価格（消費税10%抜き）の平均値に調整額及び軽油取引税を加算した価格が7月に適用する単価（消費税10%抜き）

## 7 請求方法

請求に当たっては、毎月末締めとし、部署毎に区分した「利用明細書（給油日、品名、給油数量及び給油場所（給油所名、所在地等）を記載すること。）」をマイクロソフト社製エクセル（表計算ソフト）データにし、メールにより翌月10日までに自衛隊長崎地方協力本部総務課管理班へ送信すること。

自衛隊長崎地方協力本部から「利用明細書」に異状がない旨の連絡を受けたら「納品書」及び「請求書」を紙媒体により翌月20日までに自衛隊長崎地方協力本部総務課管理班へ提出すること。

ただし、令和5年3月分の請求については、紙媒体により令和5年4月14日までに自衛隊長崎地方協力本部総務課管理班へ提出すること。

## 8 秘密の保持

本業務の遂行上知り得た一切の事項を他人に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

なお、本業務終了後においても同様とする。

## 9 その他

- (1) 自衛隊長崎地方協力本部が磁気カードを紛失した場合、直ちに使用停止依頼（ガソリンカードの紛失届）をするものの万が一、不正に使用された請求については、その代金を請求しないこと。
- (2) 受託者が供給時に故意又は過失により損害を与えた場合には、受託者等がその損害を補償する。
- (3) 本業務の履行に要する一切の費用は、受託者等の負担とする。
- (4) 仕様書に記載がない事項については、別途協議することとする。

## 自衛隊長崎地方協力本部の所在地一覧

部署名	郵便番号	所在地	電話番号	作成カード枚数(枚)	レギュラーガソリン給油見込数量(ℓ)	軽油給油見込数量(ℓ)	備考
本部	850-0862	長崎市出島長2-25	095-826-8846	9	6,985	2,358	
長崎募集案内所	852-8106	長崎市岩川町16-16	095-849-6279	6	5,008	0	
琴海地域事務所	851-3102	長崎市琴海村松町704-14	095-884-2809	3	3,502	0	
諫早地域事務所	854-0014	諫早市東小路町5-17	0957-22-4455	5	4,666	0	
島原地域事務所	855-0046	島原市今川町1855-5	0957-62-3759	5	6,551	0	
上五島駐在員事務所	857-4211	南松浦郡新上五島町有川郷2314-9	0959-42-2969	1	0	1,326	
五島駐在員事務所	853-0001	五島市栄町9-5	0959-72-2665	1	959	0	
杵岐駐在員事務所	811-5135	杵岐市郷ノ浦町本村舩620-4	0920-47-1499	1	0	1,637	
				31	27,671	5,321	

## 保有車両番号表

部署名	車種	車両番号
本部	業務車3号	長崎501せ3745
	業務車4号	長崎300と9838
	人員輸送車2号	長崎200さ1504
	業務車1号	03-0389
	業務車2号	03-3820
	業務車3号(ワゴン型)	40-3731
	業務車3号(ワゴン型)	40-3733
	1/2tトラック	03-7057
	1/2tトラック	03-9014
長崎募集案内所	業務車2号	03-4135
	業務車2号	03-2737
	業務車2号	03-3525
	業務車2号	03-3526
	業務車2号	03-3527
	広報用バイク	長崎市え20089
琴海地域事務所	業務車2号	03-2704
	業務車2号	03-3528
	業務車2号	03-3529
諫早地域事務所	業務車2号	03-2542
	業務車2号	03-3521
	業務車2号	03-3522
	業務車2号	03-3907
	広報用バイク	島原市ほ6206
島原地域事務所	業務車2号	03-3523
	業務車2号	03-3524
	業務車2号	03-3772
	業務車2号	03-3908
	業務車2号	03-4019
上五島駐在員事務所	1/2tトラック	03-7056
五島駐在員事務所	業務車2号	03-3530
壱岐駐在員事務所	1/2tトラック	03-8153
	31台	

調整額算出表  
(令和4年3月分による単価決定)

	年間予定数量 (a)	消費税抜き 契約単価 (b)	資源エネルギー庁 全国平均価格 (c)	軽油取引税 (d)	調整額 (e=b-c-d)	消費税抜き 年間見込額 (f=a×b)
レギュラーガソリン	27,671	円	155.6 円		円	0.0 円
軽油	5,321	円	108.0 円	32.1 円	円	0.0 円
合 計						0.0 円

- 「(c) 資源エネルギー庁全国平均価格」とは、「資源エネルギー庁が発表する給油所小売価格の全国平均価格」を指し、給油する各月の前月第1、第2及び第3の各月曜日現在の全国平均単価から、
  - レギュラーガソリンの場合  
各々の消費税額及び地方消費税額を除いた額（小数点第2位以下の端数は、小数点第2位を四捨五入）の平均価格（小数点第2位以下の端数は、小数点第2位を切り上げ）
  - 軽油の場合  
各々の消費税額、地方消費税額及び軽油取引税を除いた額（小数点第2位以下の端数は、小数点第2位を四捨五入）の平均価格（小数点第2位以下の端数は、小数点第2位を切り上げ）
- なお、この表の場合、令和4年2月7日、14日、21日現在の全国平均価格の平均値
- (f)の見込額に1円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。

